

別添

(歯科診療所) 実績報告書 (令和 年度分)

保険医療機関コード
保険医療機関名

I. 賃金上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

①賃金上げの実施方法

<input type="radio"/>	令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。
<input checked="" type="radio"/>	令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。

②賃金改善実施期間

令和 0 年 0 月 0 日 ~ 令和 0 年 0 月 0 日 ヶ月

③ベースアップ評価料算定期間

令和 0 年 0 月 0 日 ~ 令和 年 年 月 月 ヶ月

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等の届出有無

有

(IIに該当する場合) 外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等の実績額

④歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等の区分

算定期間		点数の区分	(イ)	(ロ)
a	令和 0 年 0 月 0 日 ~ 令和 年 年 月 月	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 2	16 点	2 点
b	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月		点	点
c	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月		点	点
d	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月		点	点

⑤算定回数

算定期間		(イ) の算定回数	(ロ) の算定回数
a	令和 0 年 0 月 0 日 ~ 令和 年 年 月 月	回	回
b	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月	回	回
c	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月	回	回
d	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月	回	回
計		0 回	0 回

⑥歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等による収入の実績額

算定期間		(イ) の実績額	(ロ) の実績額
a	令和 0 年 0 月 0 日 ~ 令和 年 年 月 月	0 円	0 円
b	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月	円	円
c	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月	円	円
d	令和 年 年 月 月 ~ 令和 年 年 月 月	円	円
e	令和7年度への繰り越し予定額		円
f	前年度からの繰越額 (令和7年度届出時のみ記載)		円
計			0 円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額

⑦全体の賃金改善の実績額	円
⑧うち歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定実績	円
⑨うち歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定実績（④の再掲）	0円
⑩⑧及び⑨における令和7年度への繰り越し予定額	円
⑪ベースアップ評価料の前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	円
⑫うち⑧及び⑨以外によるベア等実施分	円
⑬うち定期昇給相当分	円
⑭うちその他分（⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫－⑬）	0円
⑮⑧及び⑨について全てベア等実施分に充当しているか。	<input type="checkbox"/> 問題あり

- ※ 「⑦全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定実績」及び「⑨うち入院ベースアップ評価料による算定実績」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充てること。
- ※ 「⑫うち⑧及び⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「⑬うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合のみ記載すること。
- ※ 「⑭うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

⑯対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0人
⑰賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0円
⑱賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	円
⑲基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（⑱－⑰）	0円
⑳うち定期昇給相当分	円
㉑うちベア等実施分	円
㉒ベア等による賃金増率（㉑÷⑰）	#DIV/0!%

Ⅴ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

⑳歯科衛生士の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0人
㉑賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0円
㉒賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
㉓基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉒－㉑）	0円
㉔うち定期昇給相当分	円
㉕うちベア等実施分	円
㉖ベア等による賃金増率（㉕÷㉑）	#DIV/0!%

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

⑲歯科技工士の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0 人
⑳賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0 円
㉑賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
㉓基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉑－㉒）	0 円
㉔うち定期昇給相当分	円
㉕うちベア等実施分	円
㉖ベア等による賃金増率（㉕÷㉔）	#DIV/0! %

VII. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

㉒歯科業務補助者の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0 人
㉓賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0 円
㉔賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
㉖基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉔－㉓）	0 円
㉗うち定期昇給相当分	円
㉘うちベア等実施分	円
㉙ベア等による賃金増率（㉘÷㉗）	#DIV/0! %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

㉕その他の対象職種の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0 人
㉖賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0 円
㉗賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	円
㉙基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉗－㉖）	0 円
㉚うち定期昇給相当分	円
㉛うちベア等実施分	円
㉜ベア等による賃金増率（㉛÷㉚）	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

㉒40歳未満の勤務医師等の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0 人
㉓賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0 円
㉔うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0 円
㉕賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
㉖うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
㉗給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉕－㉓）	0 円
㉘基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉖－㉔）	0 円
㉙うち定期昇給相当分	円
㉚うちベア等実施分	円
㉛ベア等による賃金増率（㉚÷㉙）	#DIV/0! %

XI. 事務職員の基本給等に係る事項

⑥1 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.0 人
⑥2 賃金改善する前の事務職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0 円
⑥3 うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	0 円
⑥4 賃金改善した後の事務職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
⑥5 うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	円
⑥6 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（⑥4 - ⑥2）	0 円
⑥7 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（⑥5 - ⑥3）	0 円
⑥8 うち定期昇給相当分	円
⑥9 うちベア等実施分	円
⑦0 ベア等による賃金増率（⑥9 ÷ ⑥3）	#DIV/0! %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 3 対象職員の常勤換算数は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1）とする。